



基安安発 0330 第4号  
令和3年3月30日

独立行政法人労働者健康安全機構 理事長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
安全課長

令和3年度における林業の安全対策の推進について（要請）

林業における死亡災害発生状況は、令和2年の死亡者数（3月22日速報値）については平成31年／令和元年の同期と比べ4人増加し35人となっています。これは平成29年の同期比で4人（10.3%）の減少ではあるものの、第13次防労働災害防止計画（以下「13次防」という。）で掲げる目標（死亡者数を平成29年と比較して、令和4年までに15%以上減少させる）の達成のためには、なお一層の労働災害防止対策の推進が強く求められます。

厚生労働省では、従前より、労働安全衛生法令に基づく対策の徹底、自主的な安全衛生活動の促進等を図るとともに、平成31年に改正された労働安全衛生規則に基づき、伐木、かかり木の処理及び造材の作業による危険等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について遵守を徹底することにより、林業における安全対策を推進してきたところです。

今般、13次防における計画期間（平成30年4月から令和5年3月までの5年間）の4年度目である令和3年度における林業の安全対策の推進に係る留意事項について、別添のとおり定めましたので、新型コロナウイルス感染拡大防止にも十分に御配慮された上で、別添を傘下の会員等に御周知されること等により、引き続き、林業の安全対策の推進に特段の御配慮を賜れますよう御協力をお願いいたします。